

関税評価に係る研修



平成 28 年 2 月

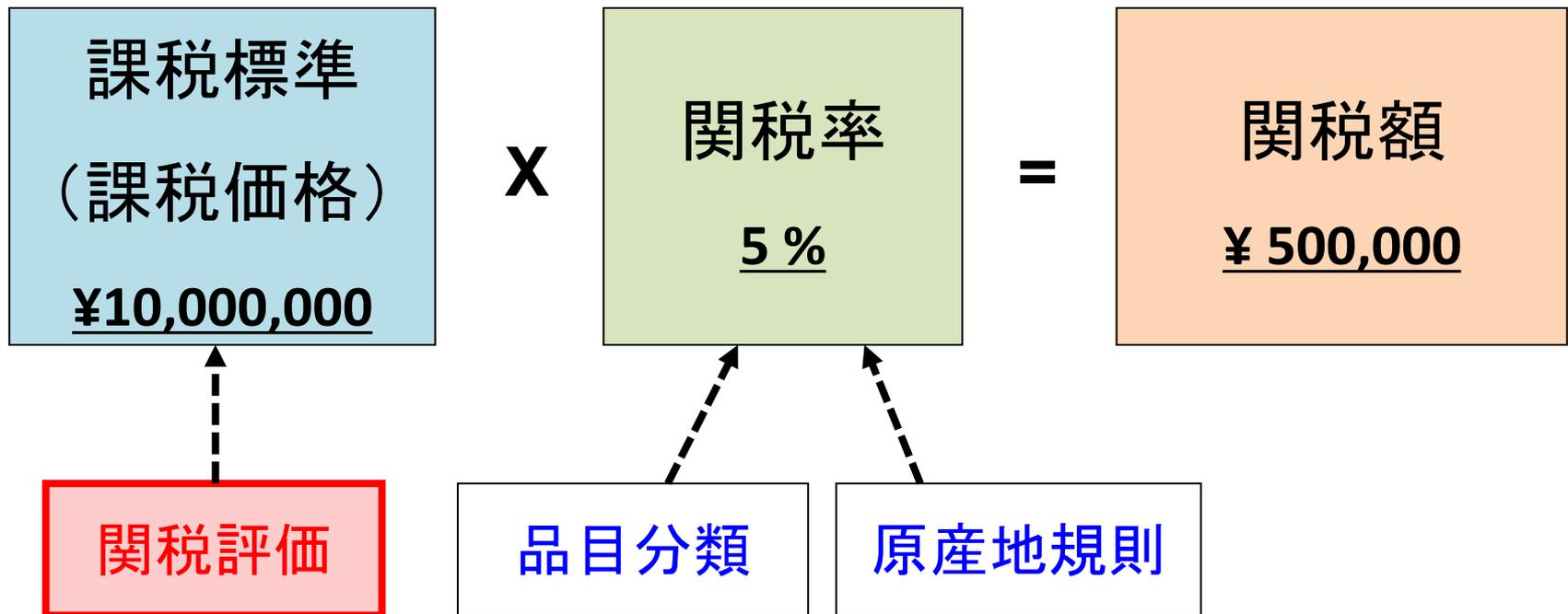
東京税関業務部総括関税評価官

大阪税関業務部首席関税評価官

目次

- I 関税評価制度の概要
- II 原則的な課税価格の決定方法
- III 評価申告の手続き
- IV 事前教示制度
- V 税関ホームページ
- 別冊 質疑応答事例(関税評価)

1 関税評価とは



法令の規定に基づいて計算・決定する

2 課税価格の決定方法

(1) 原則的な課税価格の決定方法

(2) 原則的な課税価格の決定方法によることができない貨物

イ 輸入取引によらない輸入貨物

ロ 特別な事情がある場合

ハ 課税価格への疑義が解明されない貨物

ニ 売手と買手とが特殊関係にあり、当該特殊関係が取引価格に影響を与えている場合

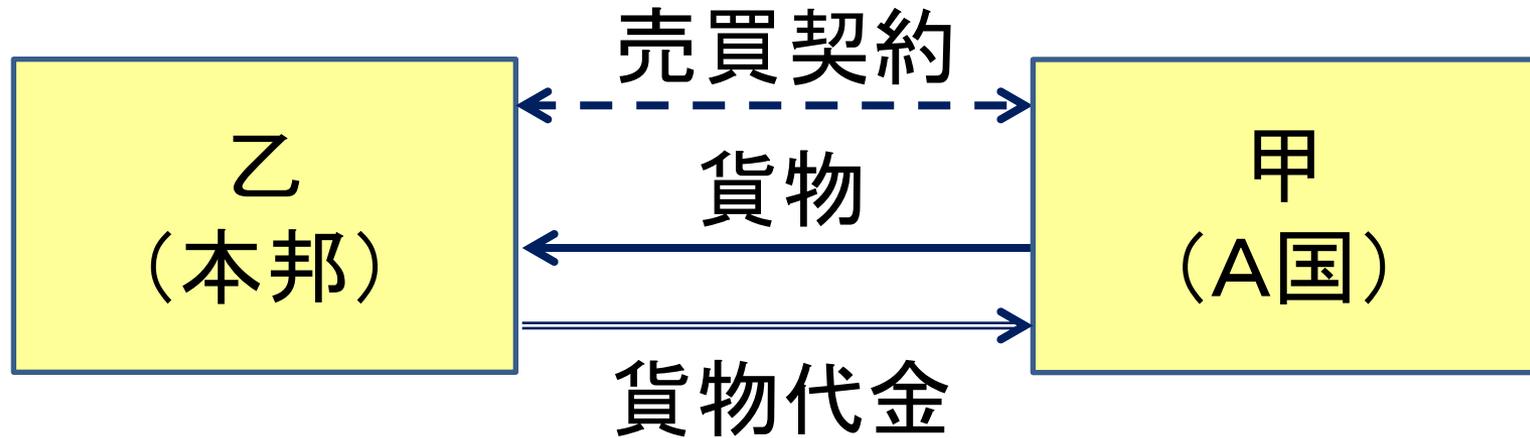
1 輸入貨物の課税価格

輸入貨物に係る輸入取引がされた場合

$$\begin{array}{c} \text{課税価格} \\ \text{(取引価格)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{現実支払} \\ \text{価格} \end{array} + \begin{array}{c} \text{運賃等} \\ \text{(加算要素)} \end{array}$$

1 輸入貨物の課税価格

■ 輸入取引とは



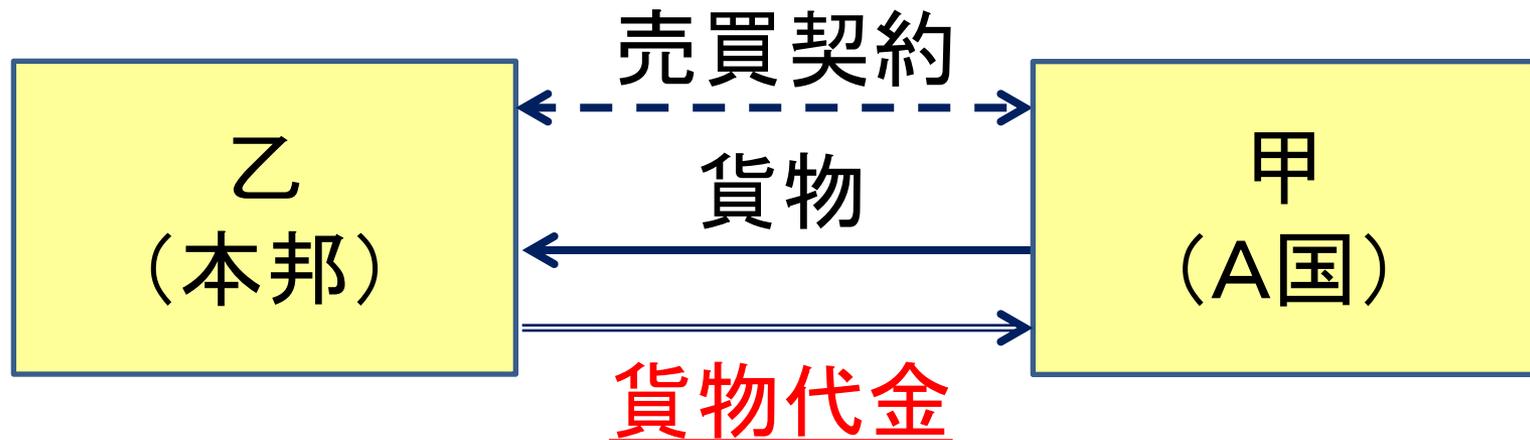
「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。）を有する者が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実には当該貨物が本邦に到着することとなったものをいいます。

1 輸入貨物の課税価格

■ 買手と売手とは？

- 実質的に自己の計算と危険負担のもとに輸入取引をする者
 - 自ら輸入取引における輸入貨物の品質・数量・価格等を取り決める者
 - 瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者
- 必ずしも輸入者＝買手、輸出者＝売手ではない
 - 輸入者→輸入代行者、買手→エンドユーザー
 - 輸出者→輸出免許を持つ者、売手→製造者(生産者)

2 現実支払価格



通常は、現実支払価格 = 仕入書価格

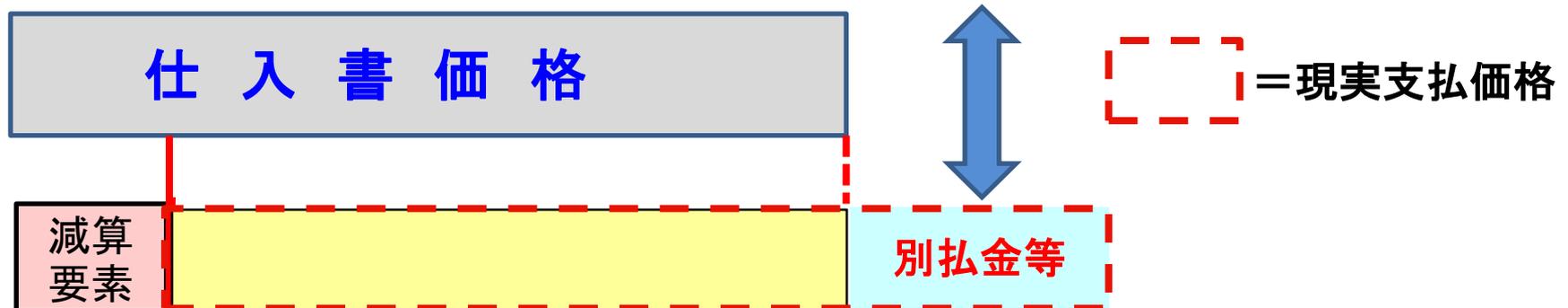
2 現実支払価格

仕入書価格以外の現実支払価格の構成要素

イ 別払金

ロ 債務の弁済

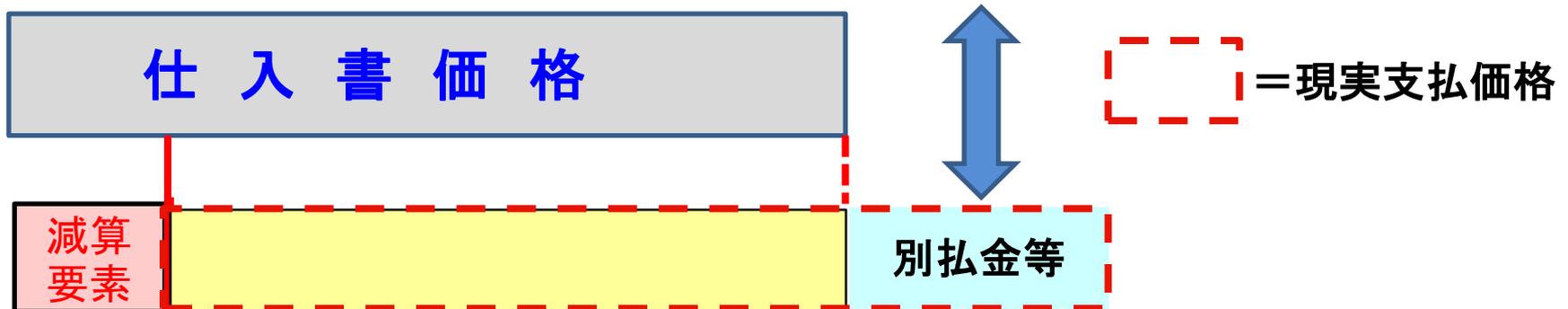
ハ 債務の相殺



2 現実支払価格

控除すべき費用等（減算要素）

- イ 課税物件確定後の据付け等に要する役務の費用
- ロ 輸入港到着後の運送に要する運賃、保険料等
- ハ 本邦で課される関税その他の公課
- ニ 輸入取引に係る延払金利



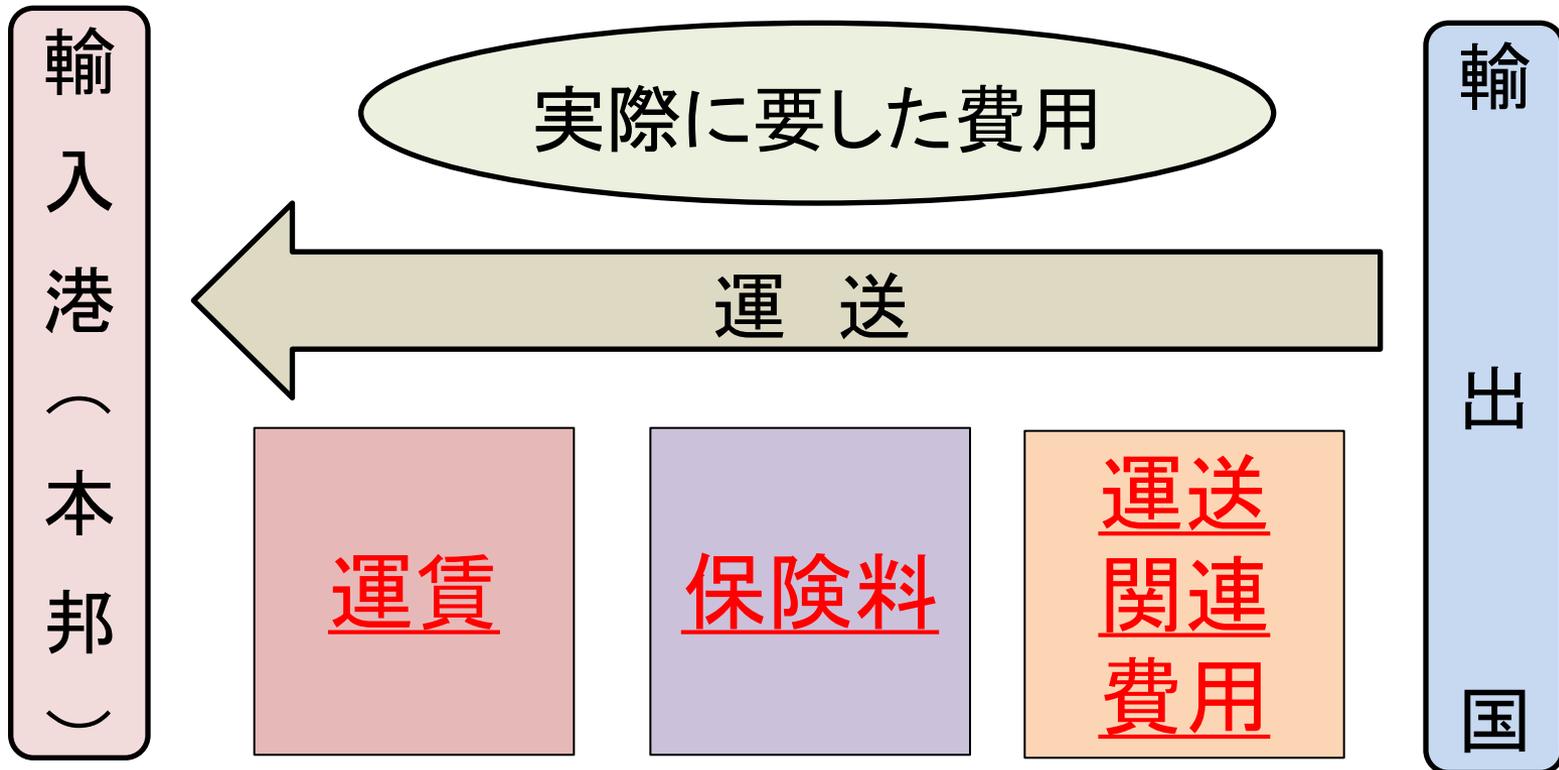
3 加算要素

定率法第4条第1項第1号～第5号に限定列挙された費用等の額で、現実支払価格に含まれていないもの

- ①輸入港までの運賃、保険料その他の運送関連費用
- ②輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される仲介料その他の手数料（買付手数料は除く）、容器・包装の費用
- ③買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務の費用
- ④輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価で、輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの
- ⑤買手による輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するもの

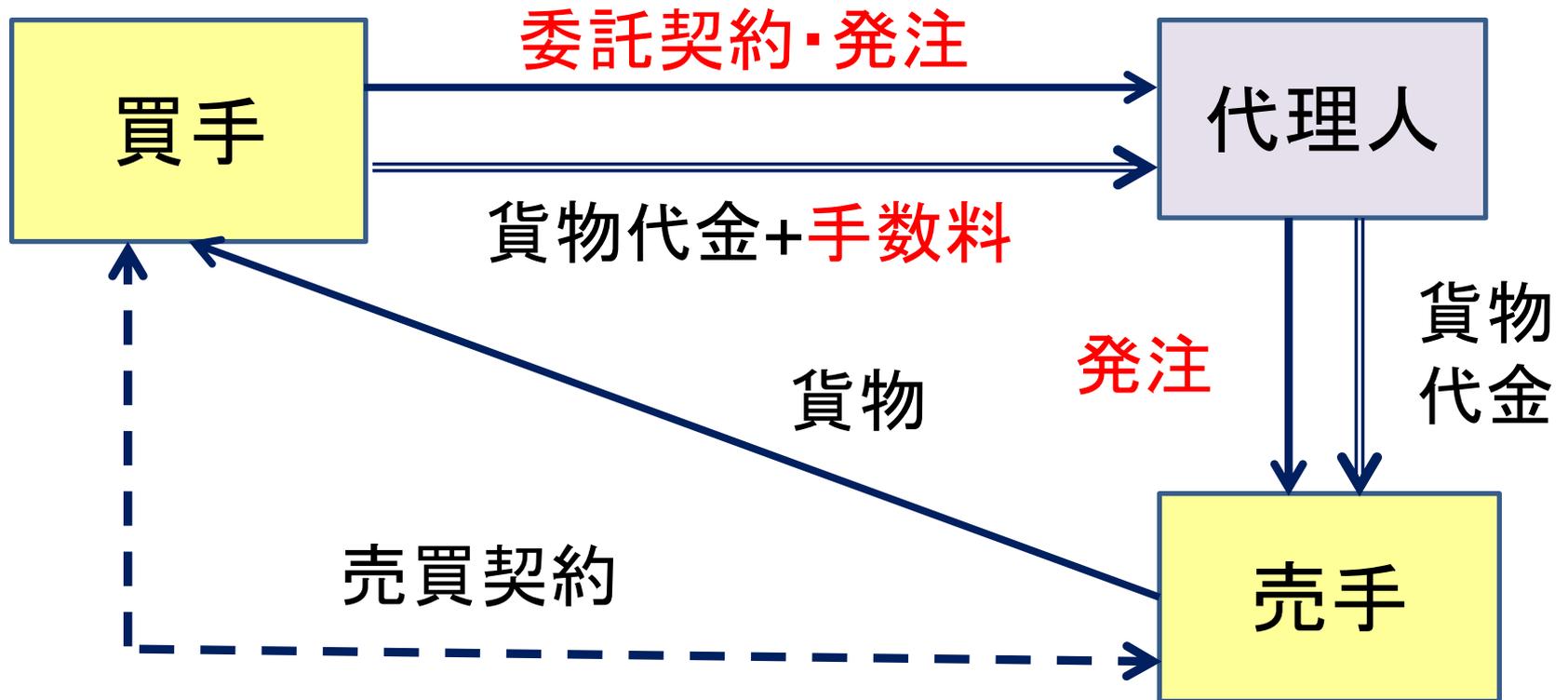
3 加算要素

輸入港までの運賃等



3 加算要素

仲介料その他の手数料

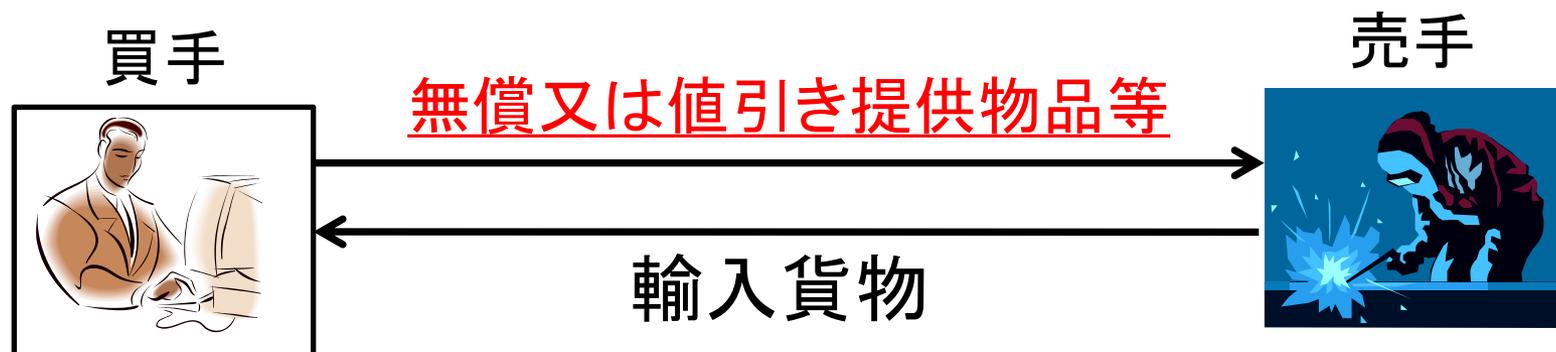


※ ただし、買付けに係る業務の対価を除く。

3 加算要素

無償又は値引き提供された物品等に要する費用

- イ. 材料、部分品等
- ロ. 工具、鑄型等
- ハ. 消費物品
- ニ. 技術等の役務（本邦以外で開発）



3 加算要素

特許権等の使用に伴う対価

ロイヤルティ又はライセンス料で次の要件を満たすもの

① 輸入貨物に係るもの

② 輸入貨物に係る取引の状況
その他の事情からみて当該輸入
貨物の輸入取引をするために

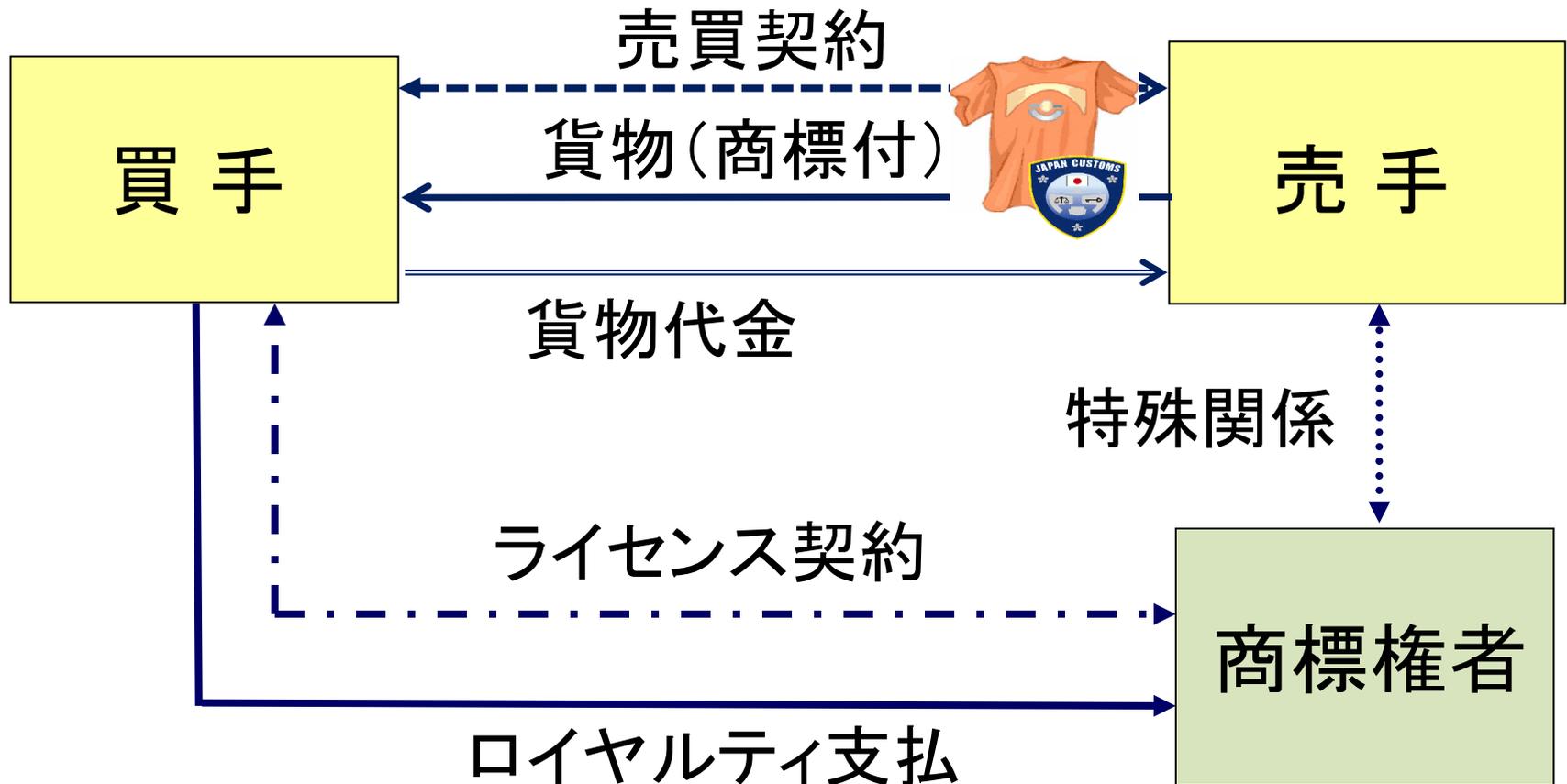
③ 買手により直接又は間接に支
払われるもの

対象権利

- ・特許権
- ・意匠権
- ・商標権
- ・実用新案権
- ・著作権 等

3 加算要素

買手が第三者に支払うロイヤルティ



原則的な方法以外の課税価格の決定方法

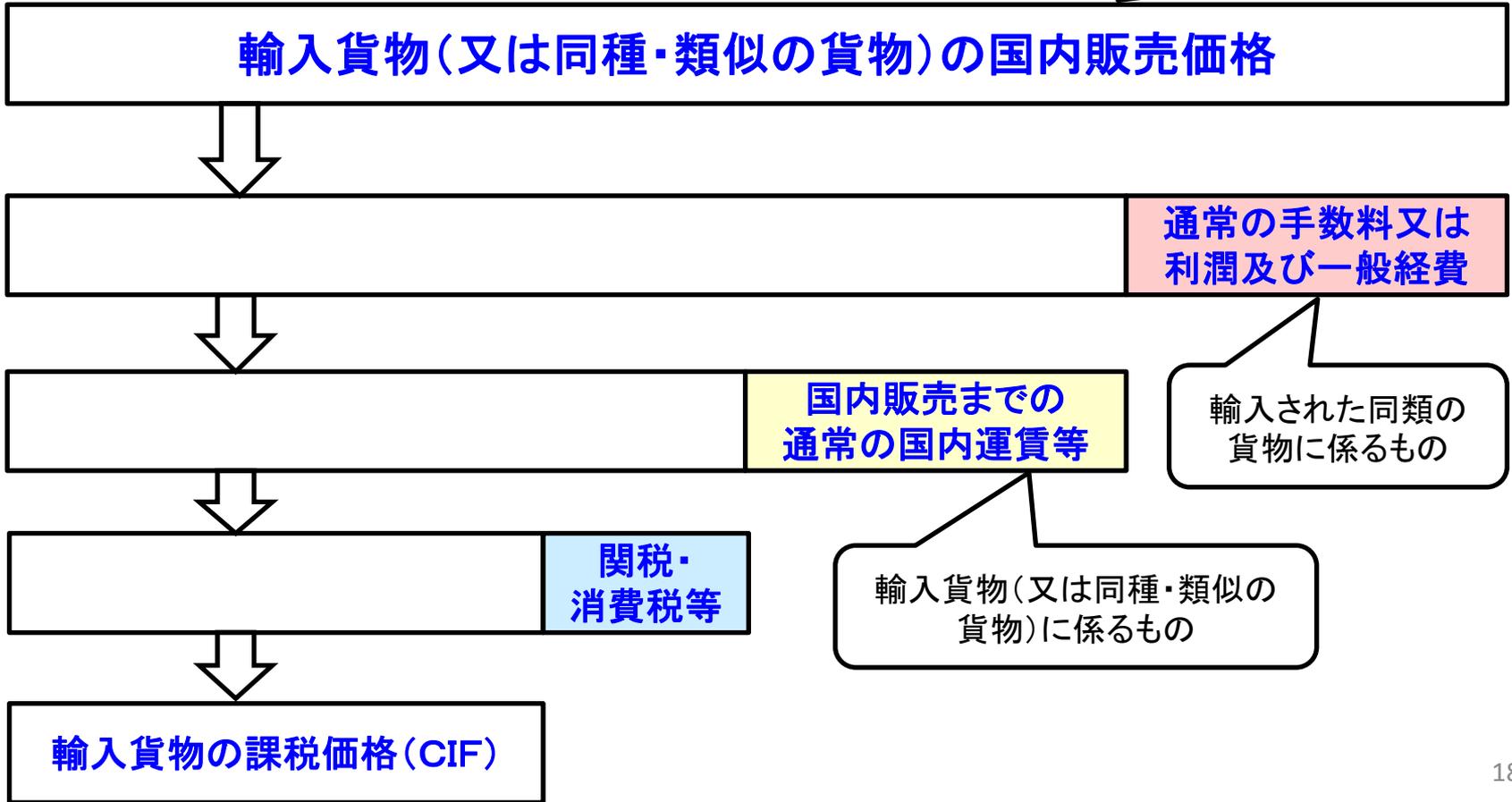
- 適用順序 ↓
- イ 同種又は類似の貨物の取引価格による方法
 - ロ 国内販売価格から逆算する方法
 - ハ 輸入貨物の製造原価に基づき積算する方法
 - ニ 特殊な輸入貨物に係る方法等

※ 輸入者が希望する場合は、ロとハの順序を入れ替えることもできます。

□ 国内販売価格に基づく方法 (関税定率法第4条の3第1項)

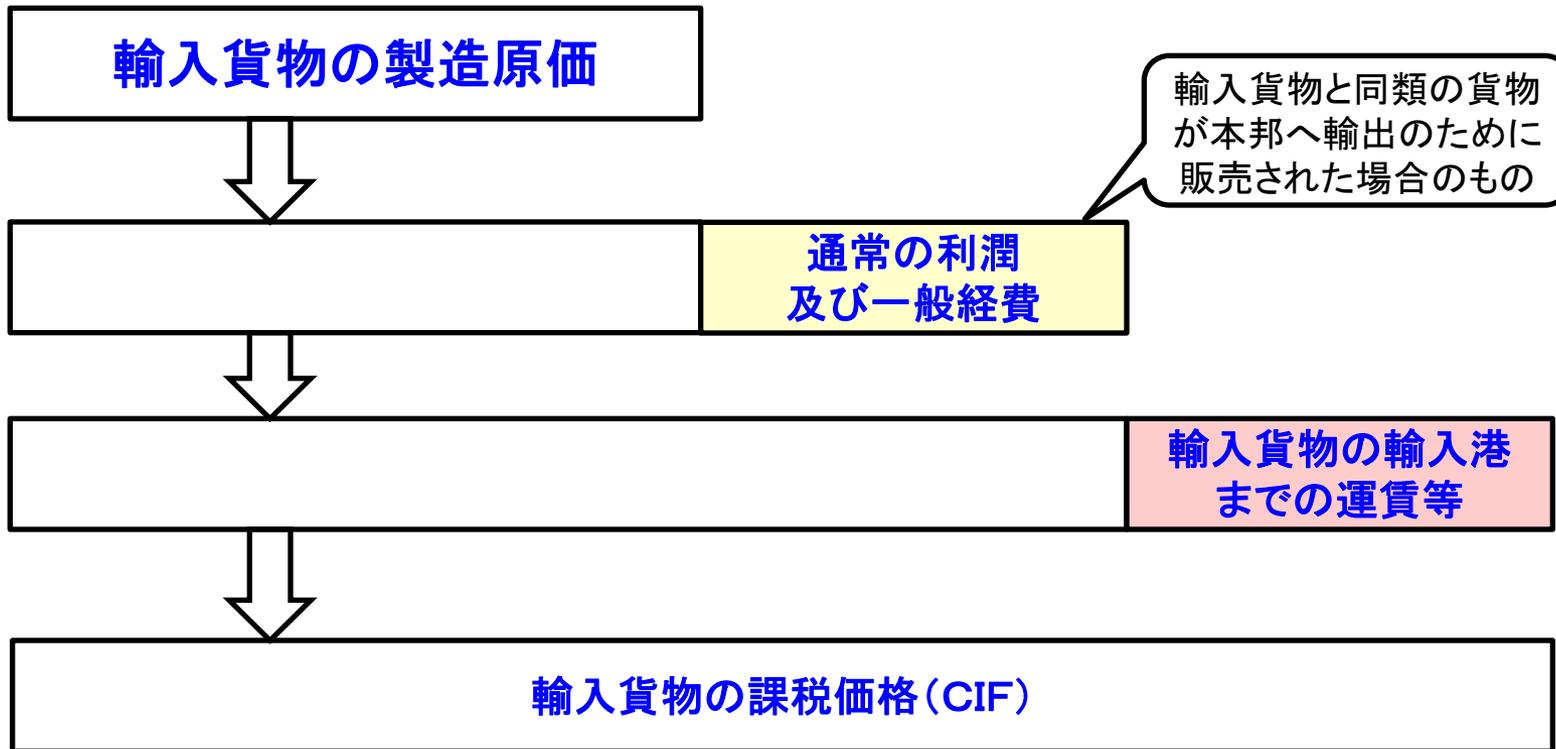
○ 輸入貨物の国内販売価格がある場合

国内における最初の取引段階で特殊関係にない者に販売する単価



ハ 製造原価に基づく方法 (関税定率法第4条の3第2項)

- 輸入貨物の製造原価が確認できる場合(輸入者と生産者との取引に係る)



評価申告とは

輸入(納税)
申告書

+

評価
(包括又は個別)
申告書

関税の納税申告の一環

※常に必要なものではありません。

評価申告とは

修正申告のために行うものではない

以下の事項を記載して提出するもの

- 課税価格の計算の基礎等（加算額等）

※ 仕入書、運賃明細書、保険料明細書等により明らかである場合を除く。

- 輸入取引に関する特殊な事情の有無と内容
- 売手と買手の間の特殊関係の有無と内容

評価申告書の様式と使用区分

イ 評価申告書Ⅰ

⇒ 定率法第4条第1項の規定による場合

ロ 評価申告書Ⅱ

⇒ 定率法第4条の2以下の規定による場合

ハ 評価申告書Ⅰ及び評価申告書Ⅱ

⇒ 上記イの場合で定率法第4条の5又は第4条の6を適用する場合

評価申告書の添付書類

- 課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類
- 当該基礎に係る事実関係を証明できる書類
(例)：輸入取引に係る事実関係、費用の支払等を証明できる契約書、請求書、価格表等

評価申告書の要否

評価申告書の提出を要しない場合

- ・輸入貨物の関税が**無税**(免税も)又は**従量税**
- ・課税価格の総額が**100万円**以下

ただし、次のいずれかに該当する場合は提出必要

- ①同一人との間の継続した輸入取引
- ②一契約の価格が100万円超の貨物を分割したもの
- ③その他税関長が必要と認めるもの

(関税法基本通達 7-9(3))

注:輸入者が提出を希望する場合は提出可能です。

評価申告書の提出方法等

- イ 個別評価申告 ⇒ 個々の輸入申告時に通関部門に提出するもの
- ロ 包括評価申告 ⇒ 輸入申告の提出前に評価部門に提出するもの
(輸入取引の関係者と申告内容が同じ場合)

評価申告書の種類	提出の時期	提出先	提出部数
個別申告書	輸入(納税)申告書等の提出と同時	納税申告をする税関長(含む支署出張所長)	1部
包括申告書	輸入(納税)申告書等の提出以前	貨物の主な輸入予定地を管轄する税関長(含む支署出張所長)	2部 (原本及び申告者交付用)

関税法基本通達 7-9(2)

(参考) 評価申告書の記載要領

個別申告書の記載要領(加算要素がある場合)

(関税定率法第4条関係)

税関様式C第5300号

輸入貨物の評価 **(個別・包括)** 申告書 I 新規申告 変更届

あて先 東京税関長 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号 P00xxxxx-0000
申告貨物の品名・税番・適用税率 PLASTIC TOYS 9503	輸入者住所氏名印 東京都港区港南 10-10-10 A 商事 (印) (署名) 代表取締役社長 山田 太郎 担当部課 TEL (1234) 5678		包括申告の主要関係税関名	
生産者名	代理人住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL () (印)		個別の際は 記入なし	
事前登録 登録番号				

上記の輸入貨物の評価は、税関法施行令第4条第1項又は第4条の2第1項の規定により第4条第1項第4号又は第4条の2第1項第10号若しくは第11号の事項のうち下記について次のように申告します。

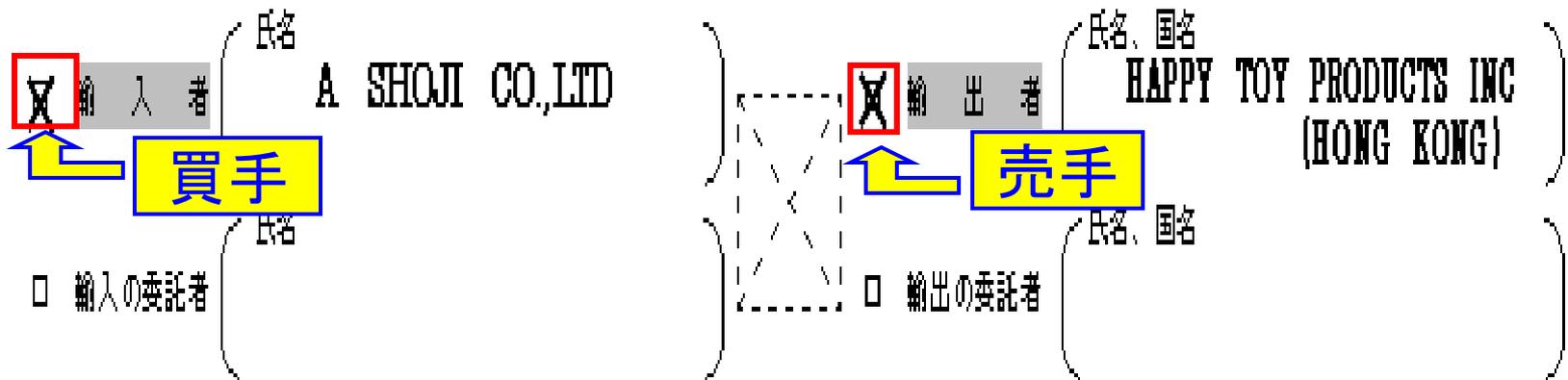
個別申告の場合は宛先を
権限委任された支署長にする

輸入者もしくは代理人の印

(参考) 評価申告書の記載要領

A. この貨物の取引について

1. 輸入取引の当事者（輸入取引の売手及び買手については口内に×印を付すこと。）



2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税定率法第4条第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる事情が ある。 ない。
- (2) 上記1の売手と買手との間に特殊関係（関税定率法第4条第2項第4号）が ある。 ない。この場合には、(3)の記載不要。
 特殊関係の内容

(3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて いる。 回いない。

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書（ 運賃明細書 保険料明細書）に記載された額に次の調整を行って計算する。

(参考) 評価申告書の記載要領

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書（口運賃明細書）

を基に調整を行って計算する。

現実支払価格

加算要素

調整項目	イ 調整率又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項
(1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額		
(2) 加算要素 (運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの)		
① 輸入港までの運賃等		
② 仲介料その他の手数料		
③ 容器・包装の費用	③ ¥2.81/PC	包装パッケージ印刷用紙下等
④ 材料、部品等の費用		
⑤ 工具、鋳型等の費用	⑤ ¥154.21/PC	金型無償提供
⑥ 消費物品の費用		A商事(株)→HAPPY TOY PRODUCTS INC
⑦ 役務(技術、設計等)の費用		輸入予定数量 250,000個
⑧ ロイヤルティ・ライセンス料		
⑨ 売手に帰属する収益		

(参考) 評価申告書の記載要領

(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の据付け、 組立て、整備又は技術指導の費用、 輸入港到着後の運送費用等、本邦 の関税等、延払金利)		
合 計	¥157.02/PC を加算する	評価結論

この包括申告書は ※平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
 2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、隔字で記載して下さい。
 3. 記入欄の広さが足りないときは、別紙の用紙に記入して添付して下さい。
 4. この申告書の内容に変更が生じたときは、速に訂正申告書を提出して下さい。
 5. この評価申告に基づく輸入申告による課税額と、控除すべき税額に誤りがある
 ことがわかったときは、修正申告又は更正の請求を提出することができます。なお、輸
 入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく課税額等を更正
 することがあります。
 6. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び
 印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、
 印又は署名のいずれかを選択の上、法人又は代表権者の印又は
 代表権者の署名のいずれかを選択)。

※ 受 理	※ 審 査	※ 税 関 記 入 欄

包括の場合、最長2年間の適用期間
 ※個別の場合は記入しません

1 文書による事前教示

(1) 回答の効果

有効期限(最長3年間)内、尊重されます

(2) 手続き

「事前教示に関する照会書(関税評価照会用)」
＋必要資料(売買契約書等)



「事前教示回答書(関税評価回答用)」

(3) 公開

2 口頭による事前教示

(1) 回答の効果：審査の際に尊重されません

(2) 手続き：電話又は面談

※ 文書による事前教示をお勧めします！

3 インターネットによる事前教示

- (1) 回答の効果：審査の際に尊重されません
- (2) 手続き：電子メールで送信
- (3) 文書照会に準じた取扱いへ切り替え可能



平成 27 年 1 月
財務省・税関

関税評価についての インターネットによる照会を ご利用ください

事前教示照会は、原則として、文書により行いますが、口頭（電話や税関の窓口）や電子メール（平成 26 年 6 月 1 日より）でも行うことができます。

◆電子メールによる照会は、簡易に関税評価の取扱いを確認したい場合にご利用ください。

◆電子メールによる照会のうち、一定の条件を満たすものについては、照会者が希望する場合、文書による事前教示に準じた取扱いへの切替えも可能です。



いつでも、会社やご自宅から直接関税評価の担当者へ問い合わせができます。ぜひご利用ください！

- ・仮定の事実関係に基づく照会や、判断に必要な説明や資料の提出がない場合等には、回答ができないことがあります。
- ・具体的な照会方法や要件等の詳細については、下記のリンク先をご参照下さい。



参考 HP : E メールを利用した事前教示制度（関税評価）について
http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/e-jizen_hyoka.htm

IV 事前教示制度

【お問い合わせ先】

税 関	メールアドレス	電 話 番 号
函館税関	hkd-shinsa@customs.go.jp	0138-40-4256
東京税関	tyo-gyomu-hyoka@customs.go.jp	03-3599-6411
横浜税関	yok-hyoka@customs.go.jp	045-212-6139
名古屋税関	nagoya-gyomu-hyoka@customs.go.jp	052-654-4158
神戸税関	kobe-hyoka@customs.go.jp	078-333-3119
大阪税関	osaka-hyoka@customs.go.jp	06-6576-3358
門司税関	moji-hyoka@customs.go.jp	050-3530-8385
長崎税関	nagasaki-gyo-kanri@customs.go.jp	095-828-8667
沖縄地区税関	oki-9a-tsukan@customs.go.jp	098-862-9291

税関 Japan Customs

文字サイズ + 大きく 元に戻す - 小さく サイト内検索 検索

Securing Japan's Border
税関は、この国を水際で守っています。

ホーム 海外旅行の手続き **輸出入の手続き**

税関からの重要なお知らせ
東日本大震災に伴う税関関連情報

トピックス
財務省ホームページ及び税関

V 税関ホームページ

「輸出入の手続き」をクリック

1. 品目分類及び税率

- ▶ [輸出統計品目表](#)
- ▶ [実行関税率表](#)
- ▶ [関税率表解説・分類例規](#)
- ▶ [輸入貨物の品目分類事例](#)
- ▶ [品目分類の事前教示](#)
- ▶ [事前教示回答\(品目分類\)](#)

2. 関税評価(課税価格)

- ▶ [課税価格の計算方法](#)
- ▶ [評価申告制度の概要](#)
- ▶ [関税評価の事前教示](#)
- ▶ [関税評価用語等解説](#)
- ▶ [輸入貨物の関税評価事例](#)
- ▶ [外国為替相場\(課税価格の換算\)](#)
- ▶ [課税価格に含まれる運賃等の取扱いについて](#)

3. 原産地認定

- ▶ [原産地規則について](#)
- ▶ [原産地認定の事前教示](#)

4. 注意事項

6. 個人通関の取扱い

7. 参考情報

- ▶ [関税のしくみ](#)
- ▶ [特殊関税制度](#)
- ▶ [特惠関税制度](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)
- ▶ [シーリング関係\(日メキシコEPA\)](#)
- ▶ [保税地域制度](#)
- ▶ [免税コンテナに係る税関手続について](#)
- ▶ [更正の請求期間の延長等について](#)
- ▶ [通関士試験](#)
- ▶ [税関関係手数料](#)
- ▶ [カスタムズアンサー\(FAQ\)](#)
- ▶ [通関等窓口の開庁時間及び時間外事務の取扱い](#)
- ▶ [問い合わせ・相談\(輸出入通関手続等\)](#)

8. 輸出入手続関連リンク

注意: 下記のリンクをクリックすると新規ウィンドウが開きます。

- ▶ [NACCS](#) (輸出入・港湾関連情報処理センター(株)ホームページ)

▶ [加算/減算](#)

▶ [特殊関税](#)

▶ [審議会・研究会](#)

▶ [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)

▶ [国際機関\(WTO・WCO\)](#)

▶ [地域協力\(APEC\)](#)

▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

▶ [税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続

▶ [手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

▶ [税関様式及び記載要領](#)

その他

「輸入貨物の関税評価事例」をクリック

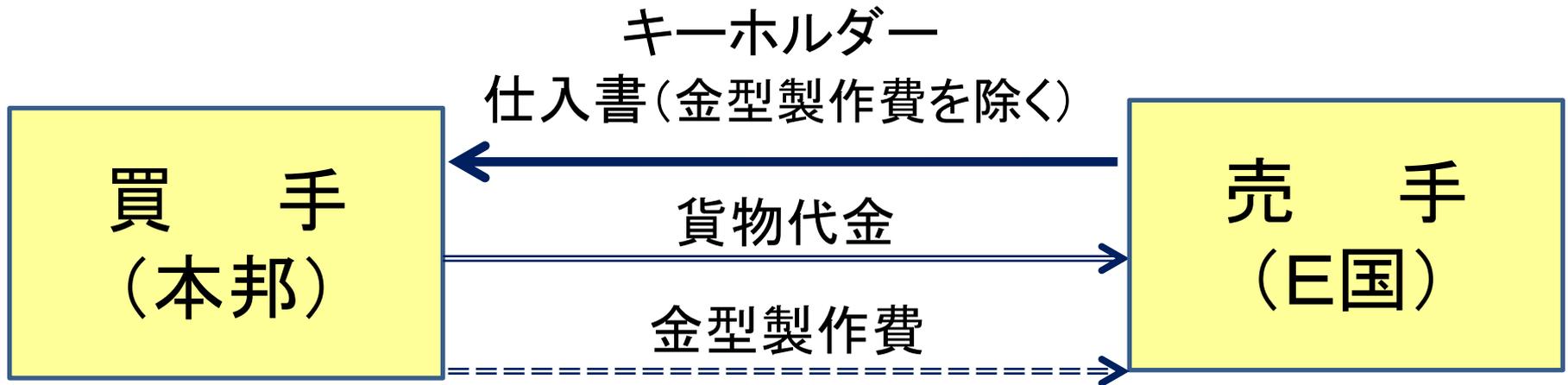
関税評価の取扱事例等

- 事前教示回答
- 質疑応答事例
- 関税評価用語等解説
- その他

課税価格の計算方法、評価申告制度の概要等

質疑応答事例(現実支払価格)

【事例1】 売手に支払う輸入貨物の生産に使用する金型の製作費



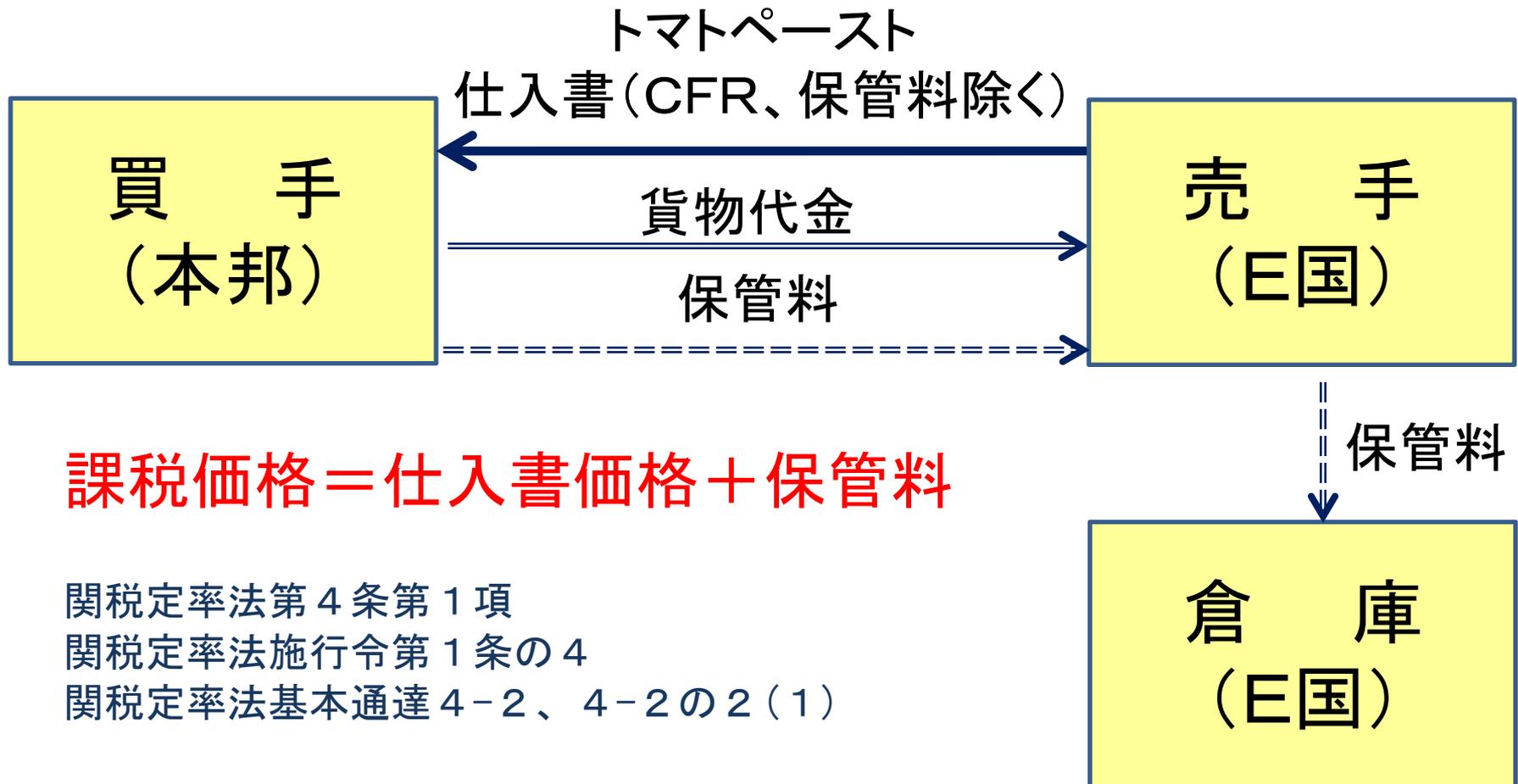
課税価格 = 仕入書価格 + 金型製作費 (+ 運賃等)

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2、4-2の2(1)

【事例2】 売手に支払う輸出国における 輸入貨物の保管料



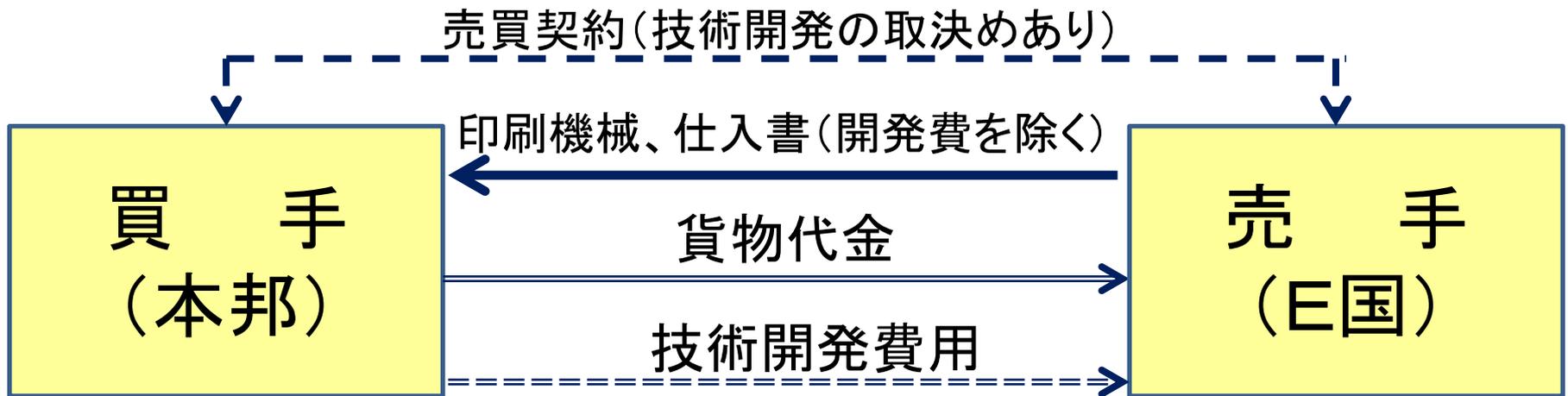
課税価格 = 仕入書価格 + 保管料

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2、4-2の2(1)

【事例3】 売手に支払う輸入貨物の製造に使用される技術の開発費用



課税価格 = 仕入書価格 + 技術開発費用

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、(3)、4-2の2(1)

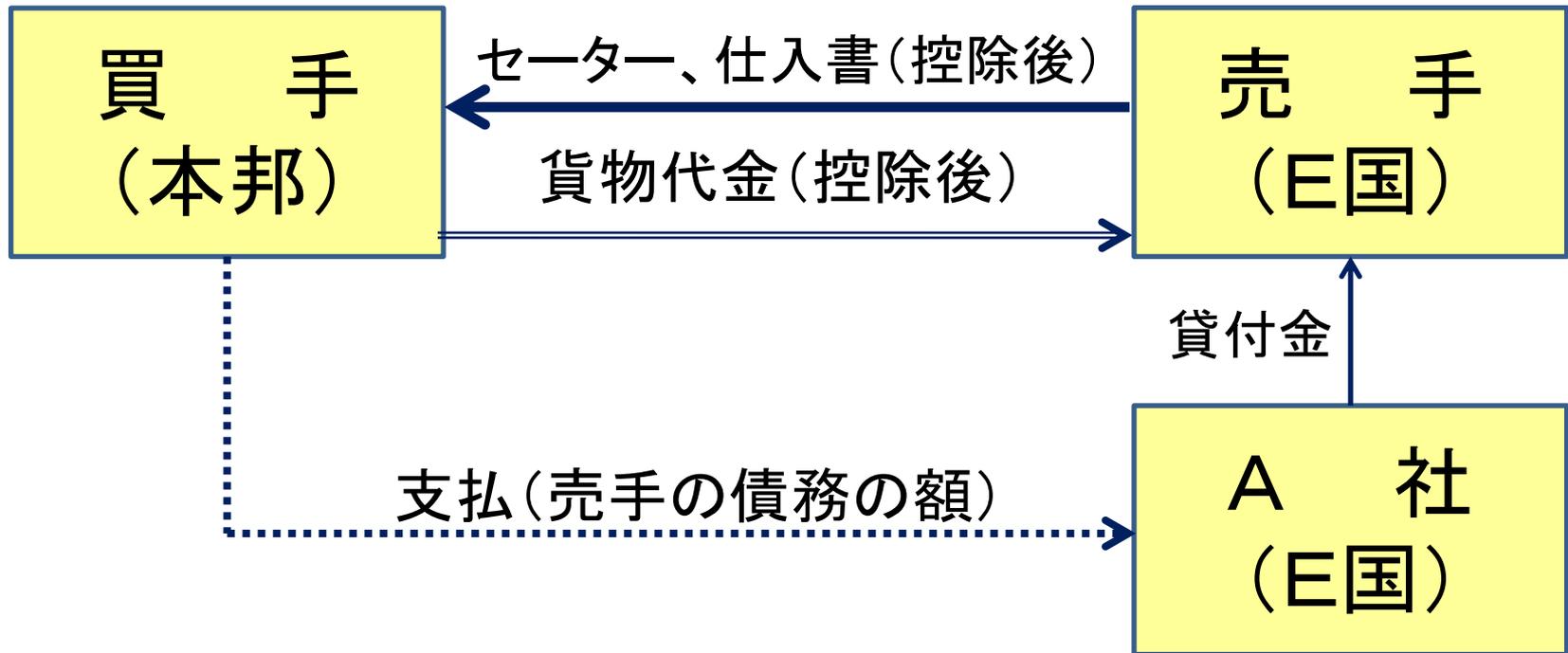
【事例4】輸入後に最終的な売買価格が 決定される貨物



課税価格 = 仕入書価格 ± 調整額

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4
関税定率法基本通達4-2(1)、(3)ニ、4-2の2(2)、(3)

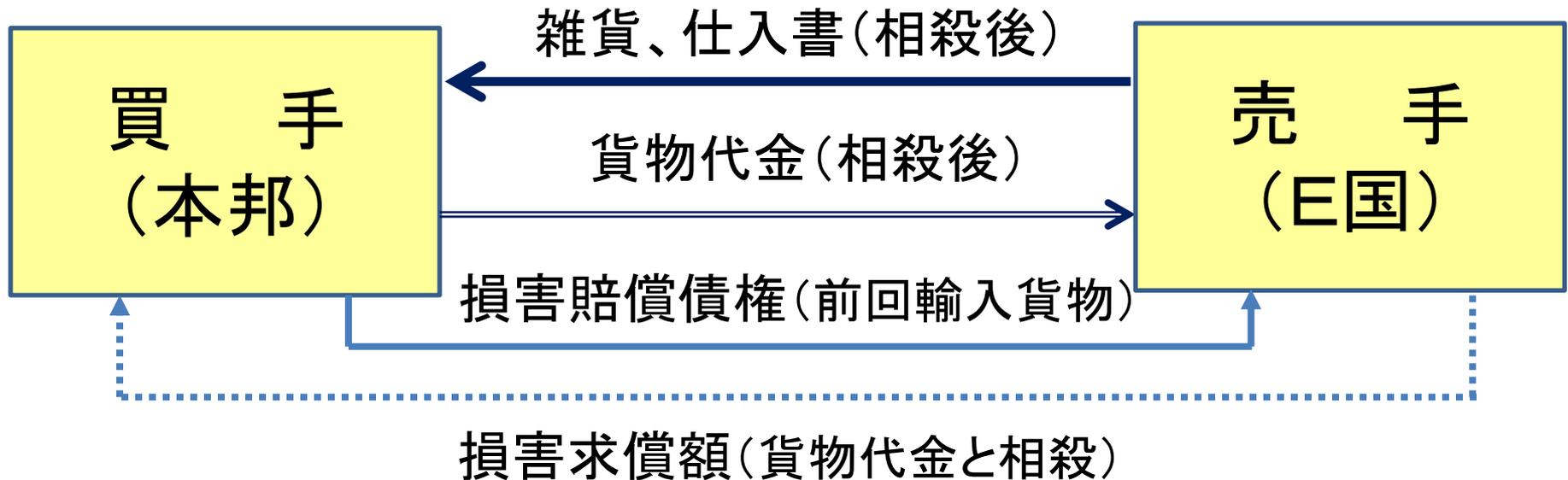
【事例5】買手が第三者に支払う売手の負っている債務の額



課税価格 = 仕入書価格 + 売手の債務の額

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4
関税定率法基本通達4-2(1)、(3) □

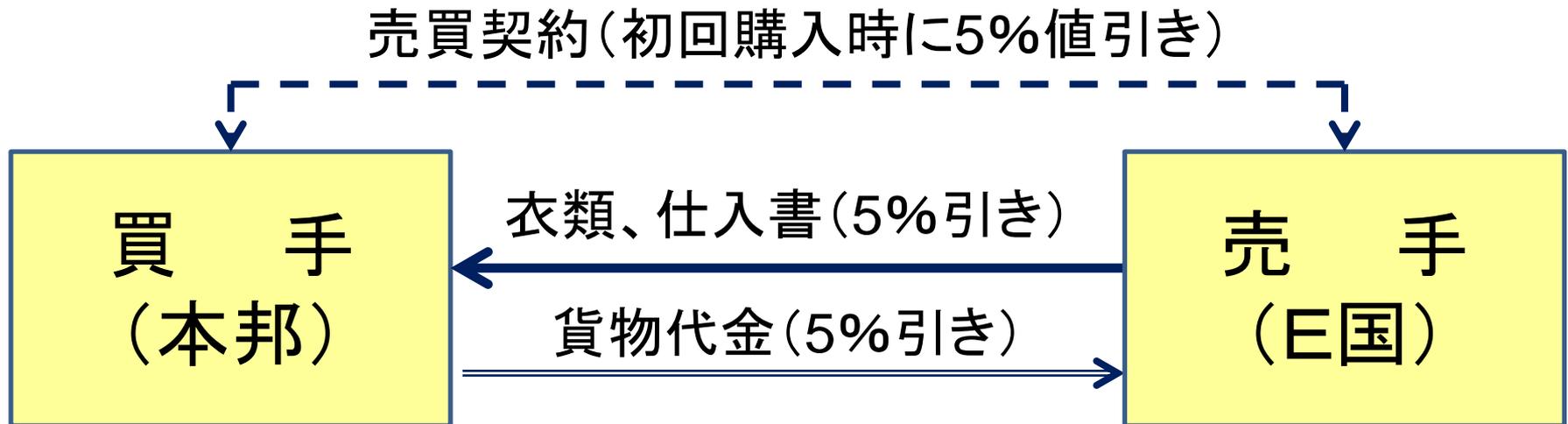
【事例6】 不良品による損害の求償額と 貨物代金との相殺



**課税価格 = 仕入書価格 (相殺後)
+ 損害求償額 (+ 運賃等)**

関税定率法第4条第1項、関税定率法施行令第1条の4、
関税定率法基本通達4-2(3)ハ

【事例7】初めて購入する商品に与えられる 値引き

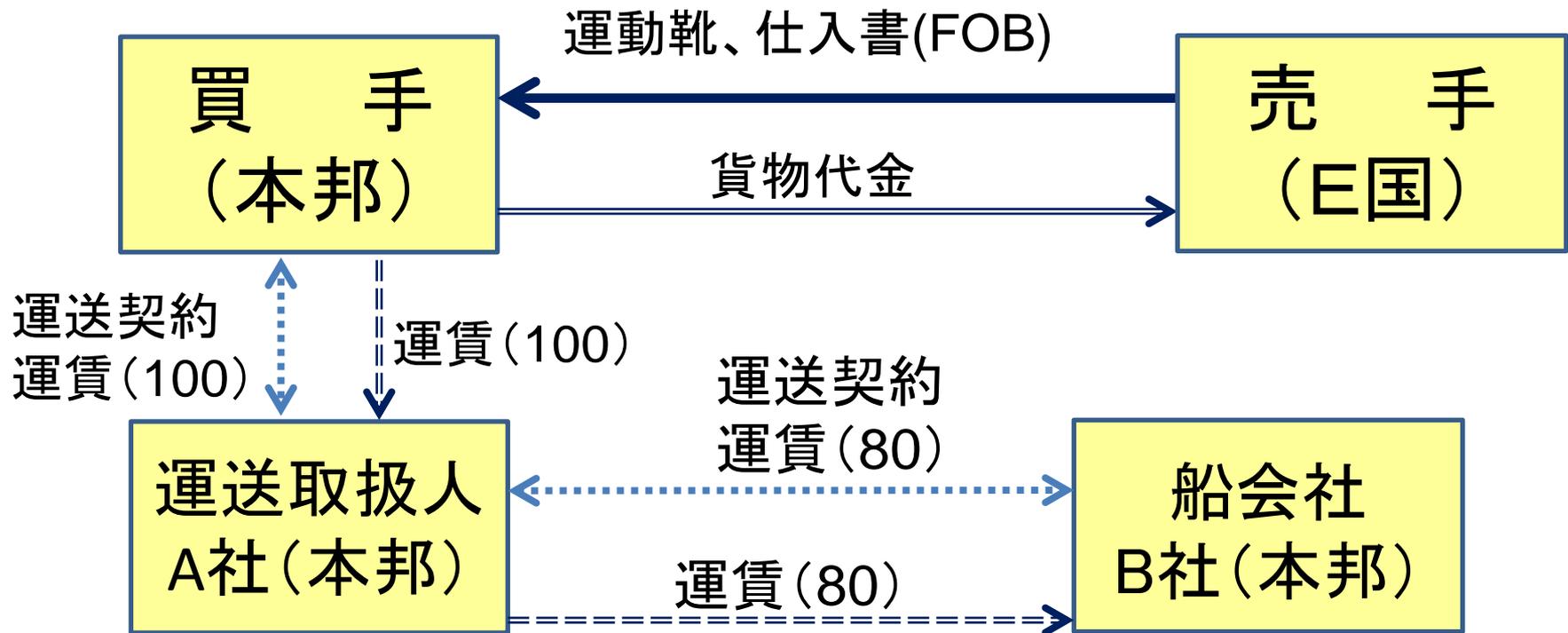


課税価格＝仕入書価格(値引き後の価格)

関税定率法第4条第1項
関税定率法施行令第1条の4
関税定率法基本通達4-2(1)

質疑応答事例(加算要素)

【事例8】 運送取扱人に支払う運賃

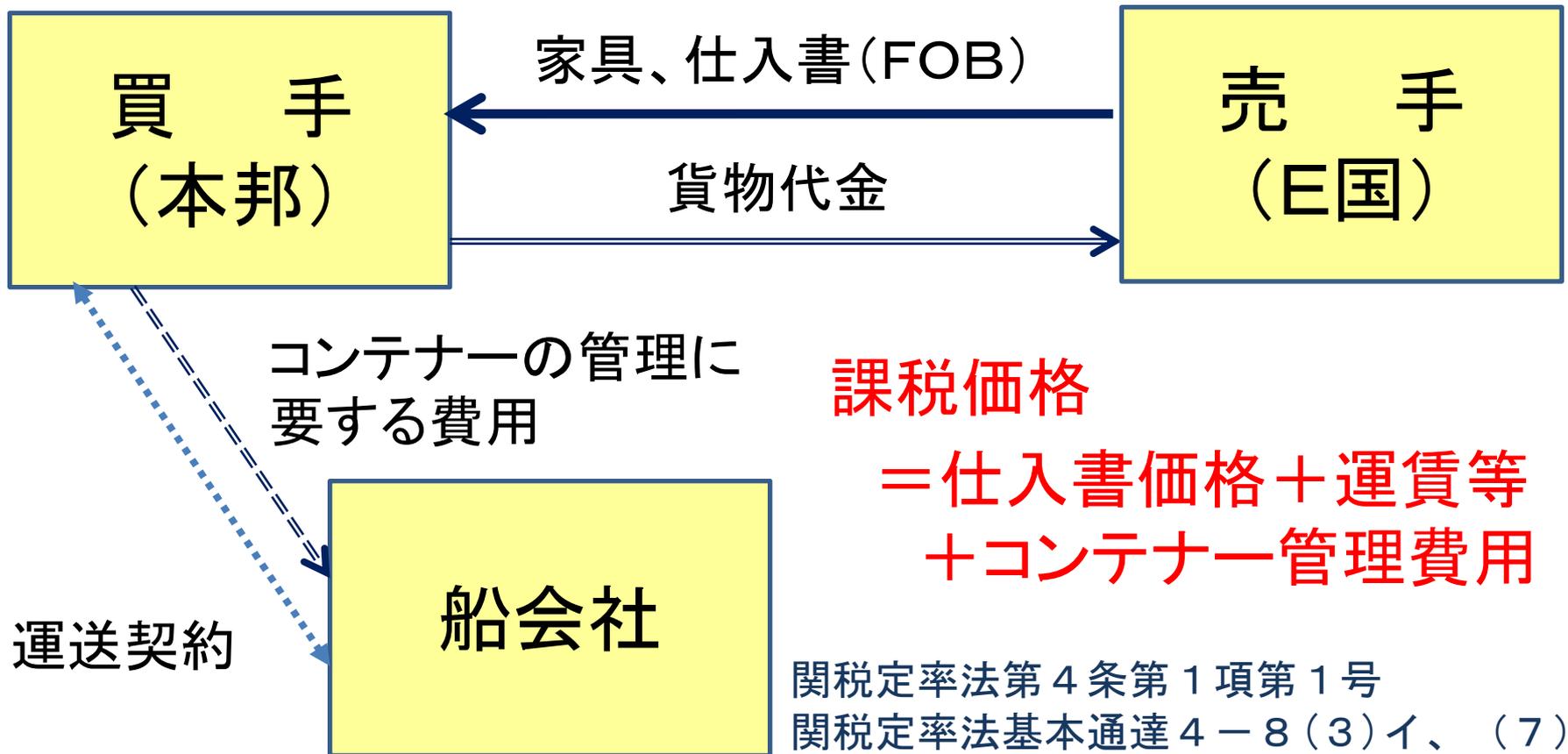


課税価格 = 仕入書価格 + 運賃(100)

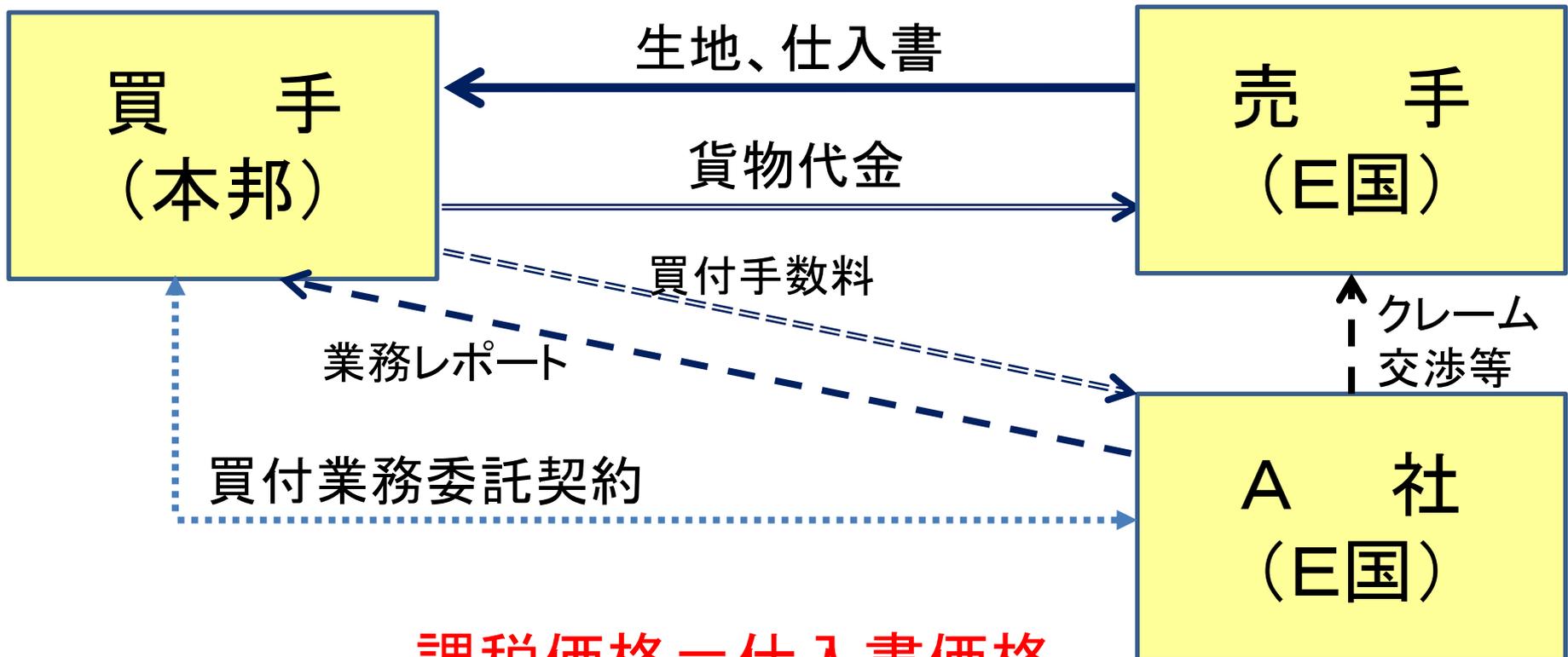
関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ、(6)ロ

【事例9】 買手が船会社に支払うコンテナの管理に要する費用



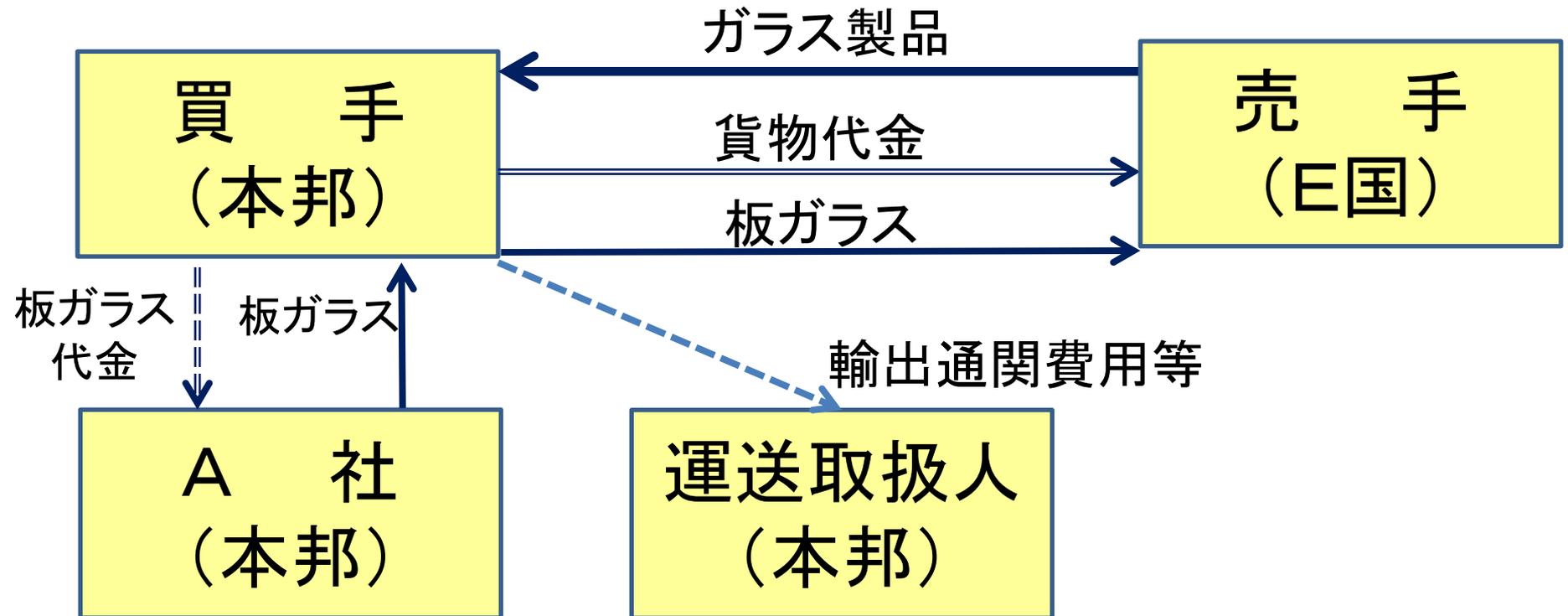
【事例10】買手に代わり業務を行う者に対して支払う手数料



課税価格＝仕入書価格

関税定率法第4条第1項第2号イ
定率法基本通達4-9(3)

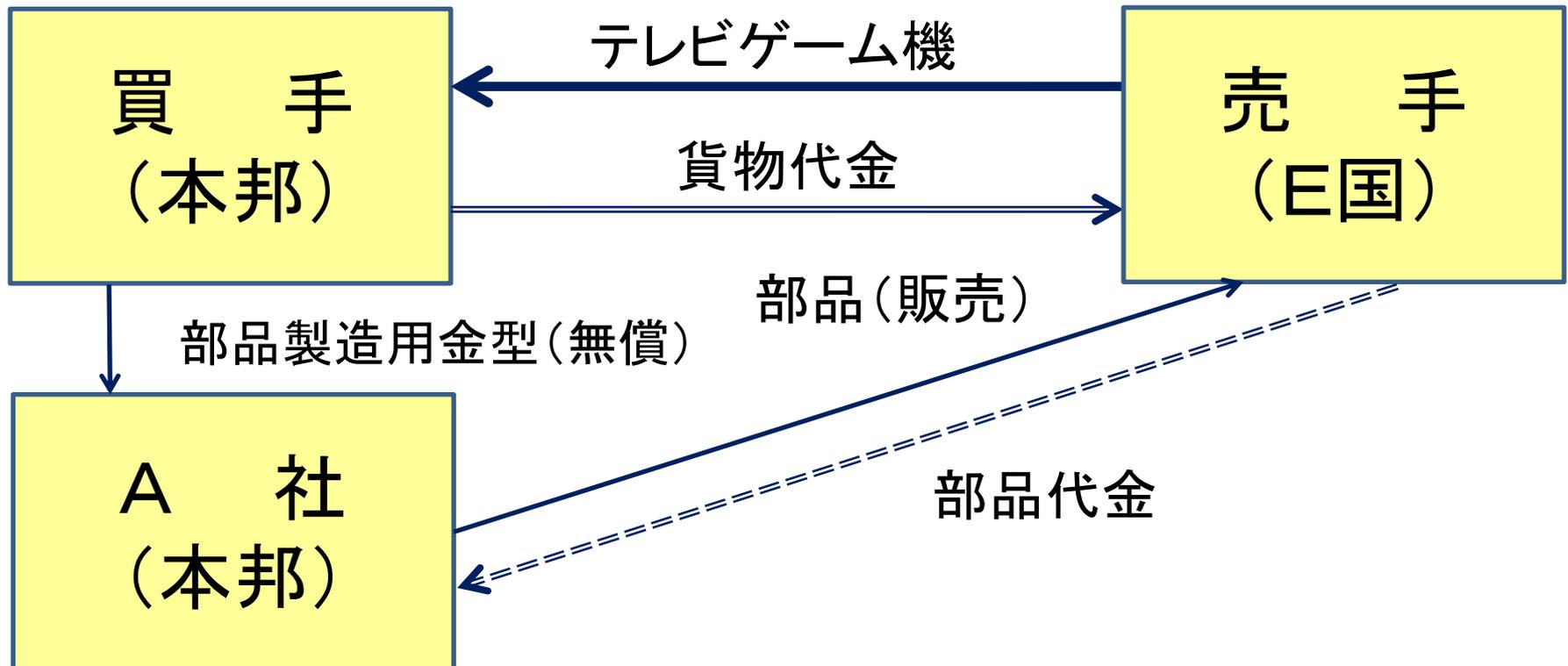
【事例11】輸入貨物の原材料の輸出通関費用等



課税価格＝仕入書価格＋ガラス代＋輸出通関費用等

関税定率法第4条第1項第3号イ、関税定率法施行令第1条の5第2項

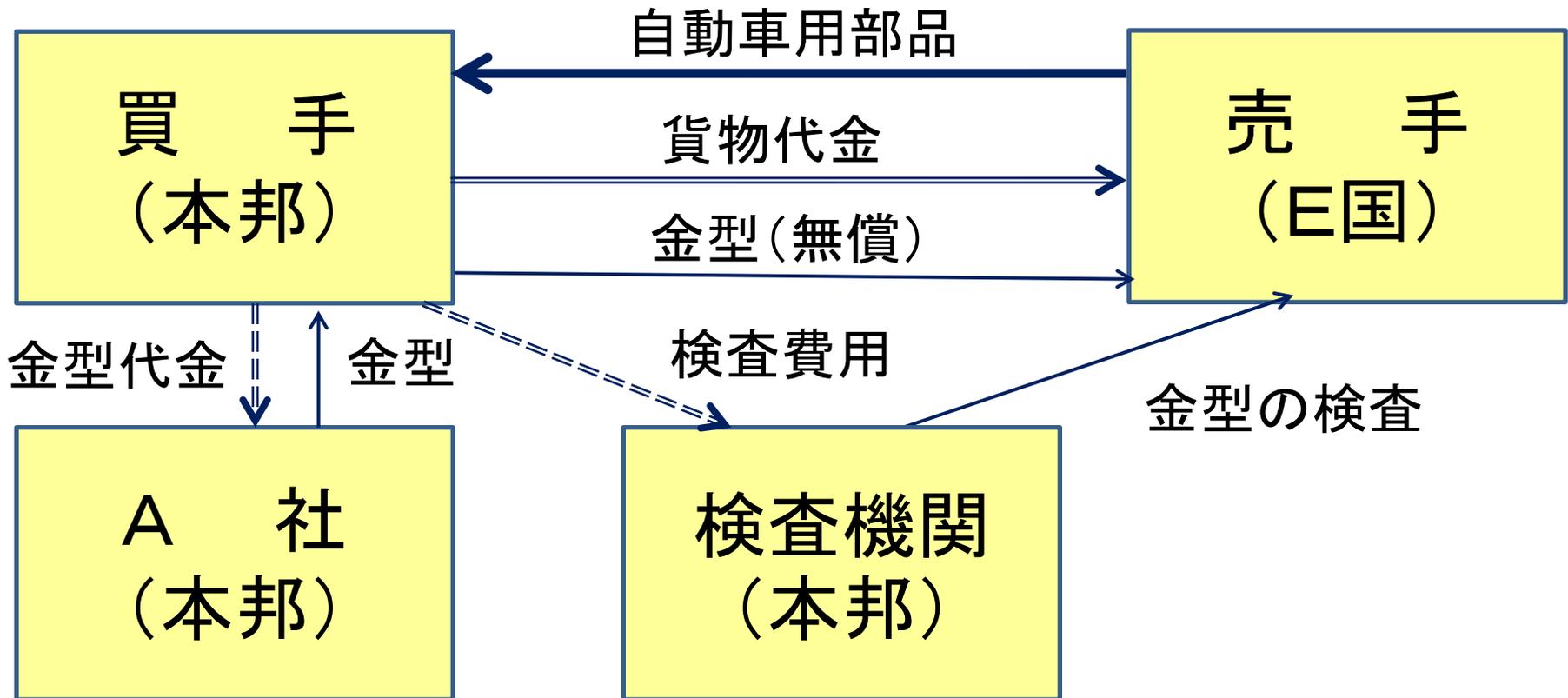
【事例12】 部品の製造に使用するため 無償提供した金型に要した費用



課税価格 = 仕入書価格 + 無償提供金型費用 (+ 運賃等)

関税定率法第4条第1項第3号イ、関税定率法施行令第1条の5第2項、
関税評価に関する取扱事例について 事例18

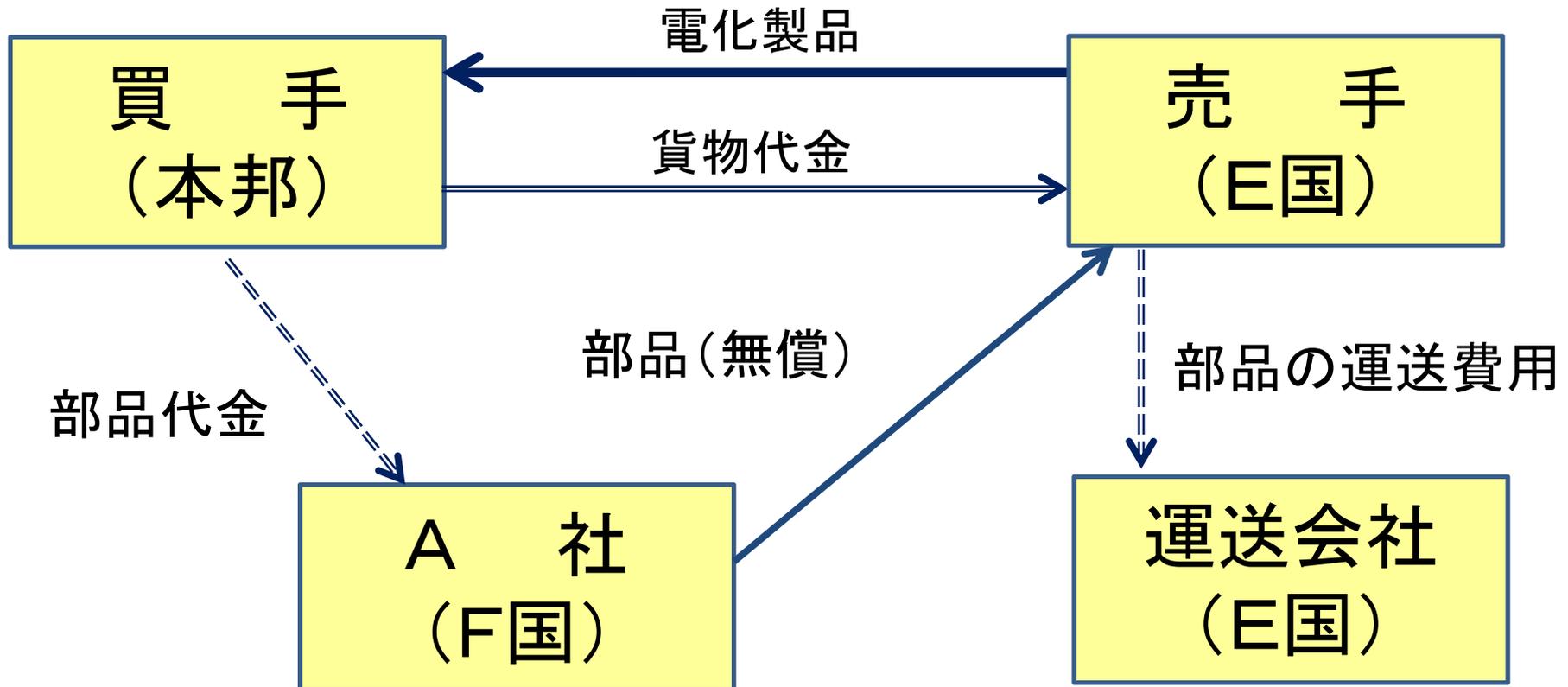
【事例13】 買手が売手に支払った金型の 検査費用



課税価格 = 仕入書価格 + 検査費用 + 無償提供金型費用 (+ 運賃等)

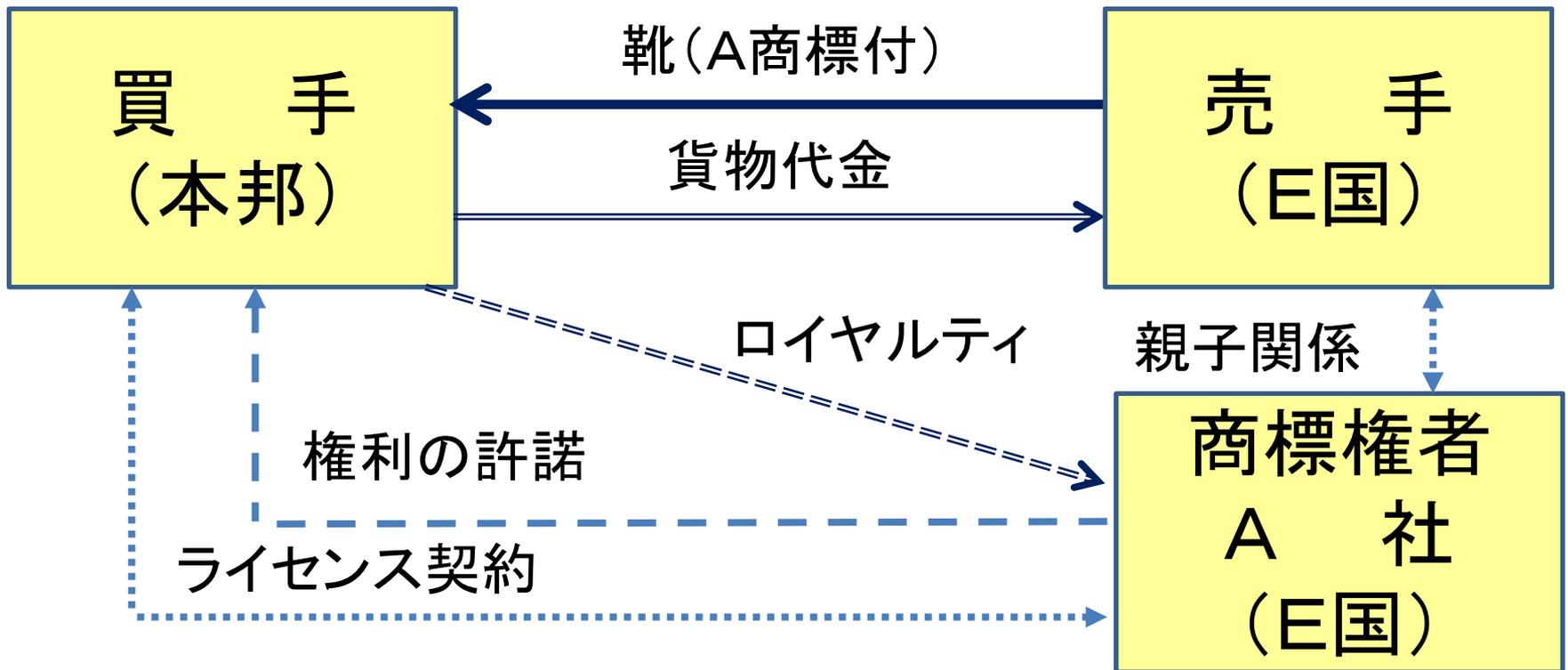
関税定率法第4条第1項第3号ロ、関税定率法施行令第1条の5第2項

【事例14】 売手が負担する輸入貨物の材料の運送費用



課税価格 = 仕入書価格 + 部品代金 (部品の運送費用は加算しない)

【事例15】 売手と特殊関係にある商標権者に支払うロイヤルティ



課税価格 = 仕入書価格 + ロイヤルティ (+ 運賃等)

関税定率法第4条第1項第4号、関税定率法施行令第1条の5第5項、
関税定率法基本通達4-13(2)、(3)ハ、(4)ハ、関税評価に関する取扱事例について 事例31

ご清聴ありがとうございました